

航空機の搭乗に関する達

昭和43年2月21日 航空自衛隊達第8号  
航空幕僚長 空将 大室 孟

改正	昭和43年 4月26日	航空自衛隊達第14号
	昭和44年 7月18日	航空自衛隊達第30号
	昭和44年 8月 8日	航空自衛隊達第32号
	昭和47年12月18日	航空自衛隊達第39号
	昭和51年 3月 1日	航空自衛隊達第 4号
	昭和51年12月16日	航空自衛隊達第32号
	昭和52年10月31日	航空自衛隊達第16号
	昭和52年12月17日	航空自衛隊達第25号
	昭和53年 2月27日	航空自衛隊達第 3号
	昭和62年 1月 8日	航空自衛隊達第 1号
	平成元年 3月16日	航空自衛隊達第25号
	平成 2年 6月 8日	航空自衛隊達第24号
	平成 4年 6月19日	航空自衛隊達第27号
	平成 4年 6月29日	航空自衛隊達第32号
	平成 4年 8月10日	航空自衛隊達第43号
	平成 5年11月26日	航空自衛隊達第42号
	平成 6年11月18日	航空自衛隊達第42号
	平成 8年10月21日	航空自衛隊達第20号
	平成18年 3月24日	航空自衛隊達第13号
	平成19年 1月 9日	航空自衛隊達第 2号
	平成19年 8月31日	航空自衛隊達第35号
	平成25年 1月31日	航空自衛隊達第 7号
	平成25年 3月26日	航空自衛隊達第30号
	令和元年 6月27日	航空自衛隊達第14号
	令和 3年 5月25日	航空自衛隊達第49号

航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第13条の規  
定に基づき、航空機のとう乗に関する達を次のように定める。

航空機の搭乗に関する達（登録報告）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 隊員の搭乗（第5条—第6条）
- 第3章 部外者の搭乗（第7条—第11条の2）
- 第4章 雑則（第12条—第14条）
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この達は、航空自衛隊における航空機の搭乗に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部隊等

編合部隊、編制部隊及び機関並びに航空幕僚監部をいう。

(2) 空港業務担当部隊等

航空自衛隊輸送規則(昭和52年航空自衛隊達第16号。以下「輸送規則」という。)別表第1に規定する空港業務担当部隊等をいう。

(3) 搭乗承認

航空機の使用及び搭乗に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第2号)(以下「搭乗訓令」という。)第7条及び第8条の規定により権限を付与された者、又は委任された者が、航空機に搭乗する必要があると認めることをいう。

(4) 搭乗許可

搭乗を承認された者に対し、航空機使用者又は基地業務担当部隊等の長(航空自衛隊員以外の場合には空港業務担当部隊等の長)が運航の予定されている航空機への搭乗を許すことをいう。

(5) 定期便等

輸送の目的で運航される輸送機(航空自衛隊輸送規則(昭和52年航空自衛隊達第16号)第3条第5号に規定する輸送機等をいう。以下同じ。)の定期便、不定期便又は特別便をいう。

(6) 体験搭乗

広報業務(隊員募集のための広報業務(第10条第1項において「募集広報」という。)及び就職援護のための広報業務(第10条第1項において「就職援護広報」という。))を含む。)を遂行するため部外者を搭乗させることが有効であると認められるものをいう。ただし、報道関係者、知名人、カメラマン等による取材、見学、撮影等の一環として行われるものを除く。

### (定期便等への搭乗許可権者)

第3条 搭乗訓令第7条第2項の規定に基づく定期便等への搭乗許可権者は、搭乗する隊員の所属部隊等が所在する基地の基地業務担当部隊等の長(ただし、搭乗する者が航空自衛隊員以外の場合には、搭乗する基地の空港業務担当部隊等の長)とする。

### (航空生理訓練等の実施)

第4条 航空機使用者は、航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達(昭和43年航空自衛隊達第7号)に基づき航空生理訓練が必要な場合には、当該訓練の修了を確認するものとする。

2 航空機使用者は、部外者を航空機に搭乗させる場合において、別に示す

身体検査を受けさせるものとする。

## 第2章 隊員の搭乗

(航空自衛隊機への搭乗手続)

第5条 航空自衛隊の隊員(航空従事者を除く。以下同じ。)を航空機に搭乗させる場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定期便等に搭乗させる場合には、輸送規則に定めるところによる。
- (2) 定期便等以外の航空機に搭乗させる場合には、部隊等の長は、別紙様式第1に定める搭乗依頼書により航空機使用者に依頼する。
- (3) 航空機使用者が搭乗を許可した場合には、ぜんごうの搭乗依頼書に所要事項を記入し、これを搭乗依頼者に交付する。

2 航空自衛隊員以外の隊員の航空自衛隊機への搭乗手続については、搭乗訓令で定められたもののほか前項の規定を準用する。

(他自衛隊機への搭乗手続)

第5条の2 搭乗訓令第7条第1項第5号に規定する航空自衛隊の部隊等の長以外の部隊等の長が所属の隊員を他自衛隊の航空機に搭乗させる必要があると認められる場合には、当該隊員の職名、階級、氏名、認識番号、搭乗予定日、区間、搭乗の理由等を明らかにして、航空幕僚長(総務課長気付)に上申するものとする。

(自衛隊に属しない航空機への搭乗)

第6条 部隊等の長は、所属する隊員を自衛隊に属しない航空機に搭乗させる必要がある場合には、あらかじめ航空幕僚長(総務課長気付)に申請し、承認を受けるものとする。

## 第3章 部外者の搭乗

(部外者搭乗の承認権限の委任)

第7条 搭乗訓令第8条第2項の規定に基づき、第10条第2項及び第3項に規定する部外者の体験搭乗枠内の搭乗を承認する権限を航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び編制部隊の長である航空機使用者(西部航空方面隊司令部支援飛行隊長を除く。第9条第1項、第10条第3項及び第11条の2において同じ。)に委任する。

(部外者搭乗の適正化)

第8条 部隊等の長は、部外者を航空自衛隊の航空機に搭乗させる場合には、真に必要と認められる場合に限定するとともに、別紙に定める部外者の航空機搭乗に関する基準に基づき、その適正化に努めるものとする。

(航空幕僚長が承認する場合の搭乗手続)

第9条 部隊等の長は、航空自衛隊の航空機について、搭乗訓令第10条第1項に規定する航空機搭乗承認申請書(以下「申請書」という。)を受理した場合には、当該申請書を審査し、航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び航空機使用者が承認する場合を除き、副申書(承認権者(航空幕僚長及び第7条に基づき権限の一部を委任された者をいう。)に対して搭乗の必要性、搭乗の効果等に関する所見を付した書面をいう。第11条の2において同じ。)を添えて、航空幕僚長(総務課長気付)に進達するものとする。

この場合において、出発地と到着地を異にするときは、当該部隊等の長は行動計画を添付するものとする。

- 2 前項の場合において、部隊等の長は、進達するに当たって、あらかじめ航空機使用者（定期便等の場合には空港業務担当部隊等の長）と調整するものとする。
- 3 航空幕僚長は、前項の進達の内容を審査し、これを承認した場合には、別紙様式第3に定める部外者搭乗承認書を部隊等の長に送付する。
- 4 部隊等の長は、前項により承認された部外者の搭乗依頼及び搭乗許可等の手続を、第5条第1項の規定を準用して実施するものとする。  
（部外者の体験搭乗枠の決定）

第10条 部隊等の長は、次年度において航空総隊及び航空支援集団の航空機等により部外者の体験搭乗を実施しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして航空幕僚長（募集広報については人事計画課長気付、就職援護広報については援護業務課長気付、その他一般広報については総務課長気付）に毎年11月末日までに上申するものとする。

- (1) 必要な理由
- (2) 搭乗者（団体名又は、職業及び人員数）
- (3) 実施時期
- (4) 実施基地又は実施区間
- (5) 搭乗機種（部隊）

2 航空幕僚長は、前項の上申、その他別に示すものに基づき、次年度において航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が承認できる部外者の体験搭乗枠を定め、部隊等の長に通知する。

3 航空機使用者が承認できる体験搭乗枠については、別に示す。

（航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が承認する場合の搭乗手続）

第11条 部隊等の長は、前条第2項の通知に基づき、毎月の部外者の体験搭乗計画について、搭乗する月の前々月の1日から前月の10日までの間に、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官の承認を受けるものとする。

2 部隊等の長は、前項により承認された計画を搭乗する基地の空港業務担当部隊等の長に速やかに通知するとともに、申請書を送付し、搭乗を依頼するものとする。

3 空港業務担当部隊等の長は、前項の依頼に基づき、第5条第1項第1号に規定する搭乗手続に準じて搭乗させるものとする。この場合において、申請書は、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官に送付することなく、空港業務担当部隊等の長が整理保存するものとする。

4 前各項に規定するもののほか、搭乗手続の細部に関し必要な事項は、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官の定めるところによる。

（航空機使用者が承認する場合の搭乗手続）

第11条の2 部隊等の長は、部外者から申請書を受理した場合において、当該申請が体験搭乗に該当するものであり、搭乗させる必要があると認めるときは、航空機使用者と調整した後、副申書を添えて航空機使用者に対し

送付するものとする。

この場合において、出発地と到着地を異にするときは、当該部隊等の長は行動計画を添付するものとする。

- 2 航空機使用者は、前項の送付を受けた文書を審査し、これを承認した場合には、暦年の一連番号をもって搭乗承認番号を付与し、当該部隊等の長に対し、当該搭乗承認番号及び承認年月日を明示した文書をもって回答をするものとする。
- 3 部隊等の長は、前項により承認された部外者に係る搭乗依頼及び搭乗許可の手續について、第5条第1項の規定に準じて実施するものとする。
- 4 前各項に規定するもののほか、搭乗手續の細部に関し必要な事項は、航空機使用者の定めるところによる。

#### 第4章 雑則

(局地飛行の場合の搭乗手續)

第12条 定期便等による局地飛行の場合の搭乗手續は、定期便等への搭乗手續に準じて行なうものとする。

(部外者の搭乗に関する報告)

第13条 航空機使用者(定期便等の場合には、第3条に規定する搭乗許可権者)は、各四半期ごとの部外者の搭乗状況を、翌月の15日までに、別紙様式第4に定める部外者搭乗状況報告書により航空幕僚長(総務課長気付)に報告(1部)するものとする(01-U75(D))。

(搭乗依頼(許可)台帳)

第14条 部隊等の長は、第5条に規定する搭乗依頼(許可)書を発行する場合には、別紙様式第5に定める搭乗依頼(許可)台帳を作成し、その発行状況を明らかにしておくものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和43年3月1日から施行する。
- 2 航空機のとう乗に関する達(昭和39年航空自衛隊達第26号)は、廃止する。

附 則(昭和43年4月26日航空自衛隊達第14号抄)

- 1 この達は、昭和43年4月26日から施行する。

附 則(昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号)

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則(昭和44年8月8日航空自衛隊達第32号)

この達は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月18日航空自衛隊達第39号)

この達は、昭和47年12月18日から施行し、改正後の別紙様式第4の規定は、昭和47年11月21日から適用する。

附 則(昭和51年3月1日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号)

- この達は、昭和52年1月1日から施行する。
- 附 則（昭和52年10月31日航空自衛隊達第16号抄）
- 1 この達は、昭和53年1月1日から施行する。
- 附 則（昭和52年12月17日航空自衛隊達第25号）
- この達は、昭和52年12月17日から施行する。
- 附 則（昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号）
- この達は、昭和53年2月27日から施行する。
- 附 則（昭和62年1月8日航空自衛隊達第1号）
- この達は、昭和62年1月8日から施行する。
- 附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）
- この達は、平成元年3月16日から施行する。
- 附 則（平成2年6月8日航空自衛隊達第24号）
- この達は、平成2年6月8日から施行する。
- 附 則（平成4年6月19日航空自衛隊達第27号）
- この達は、平成4年6月19日から施行する。
- 附 則（平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄）
- 1 この達は、平成4年7月1日から施行する。
- 附 則（平成4年8月10日航空自衛隊達第43号）
- この達は、平成4年8月10日から施行する。
- 附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）
- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕
- 附 則（平成6年11月18日航空自衛隊達第42号）
- この達は、平成6年11月18日から施行する。
- 附 則（平成8年10月21日航空自衛隊達第20号）
- この達は、平成8年10月22日から施行する。
- 附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第13号抄）
- この達は、平成18年3月27日から施行する。
- 附 則（平成19年1月9日航空自衛隊達第2号）
- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達施行の際現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。
- 附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第35号）
- この達は、平成19年8月31日から施行する。
- 附 則（平成25年1月31日航空自衛隊達第7号）
- この達は、平成25年1月31日から施行する。
- 附 則（平成25年3月26日航空自衛隊達第30号）
- この達は、平成25年3月26日から施行する。
- 附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）
- この達は、令和元年6月27日から施行する。
- 附 則（令和3年5月25日航空自衛隊達第49号）
- この達は、令和3年5月25日から施行する。

別紙様式第 1 (第 5 条関係)

搭乗依頼番号〇〇第 号  
年 月 日

殿

発 簡 者 名

搭 乗 依 頼 書

所 属 (会社等名)	階 級 (職名又は職 業)	氏 名	年 令	認 識 番 号
目 的				
希 望 日	出 発 地	到 着 地	機 種	
月 日 曜				
月 日 曜				
月 日 曜				
月 日 曜				
備 考				

上記の搭乗を許可する。

搭乗許可番号〇〇第 号  
年 月 日

航空機使用者名

- 注：1 搭乗依頼（許可）番号の次の〇〇には、部隊等発簡略号を冠する。  
 2 同行者多数でそれぞれの階級、氏名等が記入できない場合には、代表者のみ記入し、その他の者は、別紙として添付する。  
 3 依頼書は、2部提出し、そのうち1部に搭乗許可番号等所要の事項を記入（月、日、出発地等が変更になった場合は、訂正）して許可書とする。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 2 削除

別紙様式第3（第9条関係）

搭乗承認番号第 号  
年 月 日

殿

航空幕僚長

部外者搭乗承認書

搭乗者	
申請者	
副申書 (文書番号)	
空輸優先 順位	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第13条関係）

発簡番号  
発簡年月日

航空幕僚長殿  
（総務課長気付）

発簡者名

部外者搭乗状況報告書  
（01-U75（D））

搭乗させた基地名 （場所）	適用条項	第6条										第7条											
		第3号		第4号		第5号		第6号		小計		第5号の2		第5号の3		第6号		第7号		第8号		第9号	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員

														第8条									
第10号		第11号		第11号の2		第11号の3		第11号の4		第11号の5		第12号		小計		第1号		第2号		第3号		第4号	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員

								合計	
第5号		第6号		第7号		小計		件数	人員
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		

添付書類：

配布区分：

- 注：1 往路、復路ごとにそれぞれの件数及び人員を計上すること。  
 2 適用条号は、搭乗訓令の条号を示す。  
 3 搭乗させた基地名（場所）が多い場合は、用紙を2枚以上にすることができる。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。



## 別紙（第8条関係）

### 部外者の航空機搭乗に関する基準

#### 1 申請書の受理等に関する基準

搭乗訓令第10条第1項の規定に基づき部外者から申請書を受理する場合及び部外者に搭乗を依頼する場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 部外者から航空機搭乗の申請があった場合には、搭乗訓令第8条（承認の基準等）及び次項の承認基準の具体的事例について検討のうえ、それらに合致しないものについては当該申請書を受理しないこと。
- (2) 未成年者の搭乗については、次に掲げる者の搭乗の場合は、それぞれに定めるところに従い、搭乗申請書を処理するものとし、未成年者の搭乗申請書を受理するに当たっては、親権者の同意書を添付させること。
  - ア 学齢に達しない児童の搭乗申請書は受理しないこと。
  - イ 小学生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合で、かつ、成年の保護者が同乗する場合に限り、受理すること。
  - ウ 中学生及び高校生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合に限り受理すること。
  - エ ア、イ及びウにかかわらず、これらの者が殉職した隊員の遺族であって、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合その他承認権者が、これらの者につき、必要やむを得ないと認める場合には、搭乗申請書を受理することができる。
- (3) 搭乗が決定される以前に部外者に対して、搭乗に関して約束しないこと。また、ジェット機への搭乗が決定される以前に部外者に航空機生理訓練を受けさせてはならない。
- (4) 部外者から航空機搭乗の申請があった場合には、申請者の希望、航空機の使用状況、進達事務に関する期間等を考慮して、申請者と相談のうえ、搭乗予定日を決定すること。
- (5) 部外者に搭乗を依頼する場合には、当該部外者に搭乗を依頼しなければ、自衛隊の業務が円滑に遂行できない特別の場合に限るものとし、この場合、部隊等の長は、あらかじめ航空幕僚長（総務課長気付）に申請し承認を受けるものとする。
- (6) 申請書は、必ず搭乗訓令第10条第1項に定める者から提出させ、そ

れ以外の者からの申請書は受理しないこと。

- (7) 航空機の整備等の業務に従事する場合の者を除き、装備品等の制式に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第27号）第6条の規定により部隊の使用に供せられることとなる以前の航空機には、部外者を搭乗させないこと。

2 訓令第8条第1項（第4号及び第5号の場合を除く。）に規定する部外者の航空機搭乗承認基準の具体的事例

(1) 第1号関係

- ア 隊員の教育訓練又は教材等の作成を依頼された者が、部隊等へ往復するため特に必要がある場合
- イ 自衛隊の依頼により気象状況その他の調査に当たる者が、航空機に搭乗してその業務を行うため特に必要がある場合
- ウ 自衛隊施設の建設予定地、所在地又はこれらに隣接する地域の関係者が、当該施設の取得、建設、維持、管理等に関連して他の施設の調査又は視察をするため特に必要がある場合
- エ 自衛隊の装備品の生産会社の職員が装備品の整備等をするため特に必要がある場合
- オ 輸送機関の職員が自衛隊との緊急輸送演習に参加するため特に必要がある場合

(2) 第2号関係

- ア 自衛隊の記念日行事又は広報行事の一環として体験飛行を行う場合
- イ 防衛に関する展示が主体となっている博覧会が開催されるとき、これに対する協力の一環として体験飛行を行なうことが広報上特に有効と認められる場合
- ウ 自衛隊の行う夏期航空教室の一環として体験飛行を行うことが、広報上特に有効と認められる場合
- エ 報道関係者（雑誌、週刊誌を含む。）が自衛隊に関し取材する場で、その取材が広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
- オ 作家、評論家、写真家、画家その他知名人が自衛隊の部隊等を見学する場合で、その見学が広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
- カ 自衛隊が企画した広報写真、広報映画又は自衛隊の広報上特に有効

と認められる写真、映画の撮影のため特に必要がある場合

キ 自衛隊が行う広報行事に参加させる場合等広報上特に部外者を搭乗させる必要がある場合

ク 隊員の募集又は就職援護に特に有効と認められる者に体験搭乗させる場合

(3) 第3号関係

ア 国会議員が部隊等を調査又は視察するため特に必要がある場合

イ 地方公共団体の議員が部隊等の調査又は視察をするため特に必要がある場合

ウ 関係官公庁職員が部隊等又は施設、装備品等の調査又は視察をするため特に必要がある場合

(4) 第6号関係

ア 部外講師が隊員に教育を行うため特に必要がある場合

イ 大学教授等が依託学生及び貸費学生の研修又は指導を行うため特に必要がある場合

ウ 貸費学生が研修のため特に必要がある場合

エ 部外医師が隊員の診療を行うため特に必要がある場合

オ 部外者が自衛隊の業務に関連する学会、研究発表会等に参加するため特に必要がある場合

カ 部外者が自衛隊の要請に応じて部隊等の行事又は懇談会に参加するため特に必要がある場合

(5) 第7号関係

ア 国際儀礼上特に必要がある場合（外国高官、武官の送迎又はこれらの者の行う部隊等の視察等）

イ 皇族、政府高官の送迎のため特に必要がある場合

ウ 災害対策に関し、自衛隊が関係機関に協力する場合

エ 公共の秩序の維持に関し、自衛隊が治安機関に協力する場合

オ 学術上の調査研究のうち特に自衛隊が協力する必要がある場合

カ 殉職した隊員の遺族が、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合

キ 防衛省職員共済組合の業務を遂行するため、特に必要がある場合